中野区民間学童クラブピノキオハウス
令和９年度　利用案内・利用者募集要項

当募集要項をよくご確認のうえご申請ください

（同時に２つ以上の学童クラブに申請することはできませんのでご注意ください）

民間学童クラブピノキオハウスでは、保護者の就労等の理由により学校の放課後に適切な保護を受けられない児童が、安心安全に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じて健全に成長できるよう援助をしています。

名　称：　中野区民間学童クラブピノキオハウス

所在地：　中野区丸山１－６－３

電　話：　０３－５３１８－５４０５

メールアドレス：　gakudonogata@pinoh.co.jp

ホームページはこちら

１　利用対象児童

学童クラブを利用できる児童は、以下に掲げる要件をすべて満たす児童です。

（１）住所

中野区内に住所を有する児童（中野区に住民票があり実際に居住していること。ただし、学童クラブを利用している年度の途中で区外へ転居した場合は、その年度に限り利用を継続できます。）

（２）学年

小学校１年生から６年生。ただし、４年生から６年生は、日常的に支援や保護を必要とする児童※

※日常的に支援や保護を必要とする児童とは、身体障害者手帳、愛の手帳等の認定を受けている、あるいは発達について病院で診断を受け、施設等に通所や相談をしていることと併せて、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断されるお子さんです。

※インターナショナルスクールに通学している児童は学年の考え方が異なる場合があります。詳しくは中野区の学童クラブ事業係（０３－３２２８－８８８４）までお問い合わせください。

２　利用期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日

利用は１年毎の申請（年度単位の利用）となります。現在利用している方も、引き続き翌年度の利用を希望する場合は改めて申請する必要があります。受け入れ人数に空きがある場合は、年度途中からの利用や夏休み等の短期（１か月以上）利用もできます。

3　開設日・お休み

（1）開設日時

区分	時間
月曜日～金曜日、学校のある土曜日	放課後～１９時３０分
土曜日、学校休業日	８時～１９時３０分

※ 学校休業日は夏休み等の長期休業日、行事振替日等

※ １８時以降に帰る場合は、保護者または大人の代理人（高校生以上）の方のお迎えが必要です。

（2）学童クラブがお休みとなる日

日曜日、祝日、１２月２９日～１月３日、その他区長が必要と認めた日

4　定員

２８名

5　保育料等

保育料	月額 ５，６００円
その他の費用 （希望者対象）	＜補食代＞　※補食は、１８時３０分以降の契約で希望により提供します。 食事（おにぎり・汁物）　月額 ５，６００円（日額 ３００円） おやつ（市販のお菓子）　月額 １，４００円（日額 ８０円） ＜夏休み等の昼食代＞　１食 ６００円（税別）（発注業者：ＦＣＮ株式会社） ※物価高騰等により、値段が変わることがあります。ご了承ください。 ＜長期休み等のイベント参加費＞　交通費・入場料等
納付方法	口座振替にて納付いただきます。詳しくは入会決定後にご案内致します。
免除制度 （月額）	１、学童クラブ利用児童が複数いる世帯の、２人目以降の保育料　⇒　2,800 円 ２、アレルギー等により施設が用意するおやつを食べることができない児童の保育料 ⇒　4,000 円 ３、上記１・２を兼ねた世帯の保育料　⇒　2,000 円 ４、生活保護受給世帯、令和８年度住民税非課税世帯及び、令和８年度就学援助受給世帯の保育料　⇒　免除

※「住民税非課税世帯」で、令和8年1月1日から引き続き中野区に居住されている世帯については「非課税証明書」の提出の必要はありませんが、住民税の申告が必要な方は必ず期日までにお済ませください。
なお、住民税の申告は、マイナンバーカードをお持ちの方であれば電子申告をご利用いただけます。
詳細は下記二次元コードをご確認ください。
税の申告については区役所税務課または税務署にお尋ねください。

電子申告
ＨＰ

※「就学援助」とは小、中学校に通うお子さんがいる家庭に対して、家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助を行う制度です。4月に学校から申請書が配布され、6月下旬に就学援助の可否が決定されます。

就学援助の手続きについては、中野区立の各小学校から「就学援助のお知らせ」が配布されますので、そちらをご参照ください。なお、新1年生で、新入学学用品費の就学援助の支給が3月31日までに決定している場合は、4月から6月分の保育料が免除となります。

❒保育料の決定

学童クラブの利用が決定した児童を対象に、区が所有する情報に基づき保育料を決定します。４月から６月は前年度の情報により決定します。保育料は４月中旬に決定し保護者へ通知します。６月の住民税及び就学援助確定時期に保育料の見直しを行い、変更が生じる場合は改めて通知します。

❒同意確認について

保育料の決定にあたっては、区が課税状況等を確認させていただき、減免を含めた決定を行います。課税状況を確認するにあたり保護者の方の同意が必要となります。保育料減免の希望の有無にかかわらず、全員の方の確認が必要です。確認が取れない場合は減免の対象となりません。

❒令和８年１月２日以降に中野区に転入された世帯の方

令和９年４月から６月の保育料決定のために、世帯全員が住民税非課税もしくは就学援助を受給している場合は以下の書類をご提出ください。両方に該当する世帯はどちらか一方をご提出ください。

（１）住民税非課税世帯

前住所地発行の「令和８年度（令和７年分）住民税課税証明書（非課税証明書）」世帯全員分

（２）就学援助受給世帯

前住所地の教育委員会からの決定通知等

※令和８年度に中野区立（公設民営）学童クラブを利用している場合は提出の必要はありません。

※令和９年７月以降の保育料については別途ご案内します。

６　利用要件

・学童クラブを利用できる要件は、１ページ「１　利用対象児童」と４ページ「７　保護者の状況及び基準指数」のいずれにも該当し、放課後１時間３０分以上適切な保護を必要とする日が週３日以上（４週で１２日以上）あることを常態（概ね１か月間は同じ状態）とする場合です。ただし、放課後等デイサービスと学童クラブを併用する場合は、週２日以上（４週で８日以上）とします。土曜日、長期休業日の利用は、朝８時以降４時間以上保護に欠ける場合とします。

・保護を必要とする日に定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席する場合は「保護を必要とする日数」を－１日として換算します。

・１、２年生は１６時～１６時３０分、３年生は１６時４５分～１７時１５分に早退する場合は、１日の早退につき調整指数で－１となります。【５ページ参照】

・１、２年生は１６時前、３年生は１６時４５分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、「保護を必要とする日数」には当てはまりません。

・上記のように欠席の日があり、保護を必要とする日の利用日数が週３日未満（４週で１２日未満）の状況が１か月以上続く場合は、学童クラブの利用要件を満たさないこととなるため、その月の末日をもって利用辞退となります。

・欠席、早退等とは、学童クラブ以外に居場所がある事業に参加する場合です。学校の課外授業や行事、急な病気や怪我、それに伴う通院等の健康上の理由、家庭事情による急用等は除きます。

・学童クラブ保育料を３か月分以上滞納している場合は利用辞退となります。申請時に３か月以上滞納している場合も利用要件に該当しないため申請できません。

区分		放課後の起点とする時間	１時間３０分以上 保護を必要とする時間	早退とする時間
月～金	１、２年生	１４時３０分	１６時以降	１６時３０分より前
	３年生以上	１５時１５分	１６時４５分以降	１７時１５分より前

土 学校休業日	全学年	利用要件	早退とする時間
		朝８時以降４時間以上保護に欠ける場合	朝８時以降４時間３０分未満

７　保護者の状況及び基準指数

各保護者の状況			指数
類型		細目	
就労（月曜日から土曜日の就労状況）		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１８時以降である日が週３日以上あることを常態とする場合	２０
		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１７時～１８時前である日が週３日以上あることを常態とする場合	１８
		勤務終了後直ちに帰宅した時間（居宅内就労は勤務終了時間）が１６時～１７時前である日が週３日以上あることを常態とする場合 ※利用要件から、３年生の保護者は１６時４５分以降である必要がある。	１６
就学または就労のための技能習得		類型「就労」の日数、時間（居宅内の場合は、就学等が終了した時間）の細目を準用する。	就労に準ずる
疾病	入院	１か月以上の長期入院の場合	２０
	自宅療養	医師から安静療養を指示されているなどの理由で日中の大半を病床で過ごし（常時病臥状態）、放課後児童の保護に当たることが相当の負担になる場合	１８
		上記以外で適切な保護を行えない場合（理由明記）	１２
障害（身体障害者手帳４級以上、愛の手帳４度以上、精神障害者保健福祉手帳３級以上を交付されており、常態として児童の保護に当たれない状況にあること。具体的内容については、申出書を提出する。）		身体障害者手帳１・２級、愛の手帳１・２・３度または精神障害者保健福祉手帳１・２級の場合	２０
		身体障害者手帳３級、愛の手帳４度または精神障害者保健福祉手帳３級の場合	１６
		身体障害者手帳４級の場合	１２
介護・看護等（親族等の看護・介護のため常態として児童の保護に当たれない状況にあること。）	居宅外	類型「就労」の日数、時間の細目を準用する。	就労に準ずる
	居宅内	類型「就労」の日数、時間の細目（看護・介護等の時間とする）を準用し、指数は「就労」の指数から４点減算する。	１２～１６
求職		放課後適切な保護ができない日が週３日以上あることを常態とする場合	１２
育児休業			１０
不存在			２０
両親の不存在等により親族等が養育している場合は養育者の状況等を上記に適用			
上記以外で保護が特例的に必要と認められる場合、上記のいずれかの適切な基準を適用			

・保護者のどちらか一方が休みの場合は、保護が必要な日には当たりません。

・保護者それぞれに指数を付けます。一人で２項目以上に該当する場合は、指数が高い項目を適用しま

す。両親が不存在の場合は、養育者の就労状況等で判定します。
・就労等の時間には通勤時間も含みます。保護者の状況が「就労」「就学」「看護・介護」の場合において、自宅と職場等（事務所、学校、看護先等）との間の移動に要する時間であり、自宅と職場等との直行経路による時間です。保育園の送迎や買い物を含めることはできません。通勤時間は必要に応じて施設で再計算する場合があります。
・夜間就労の場合は、帰宅後睡眠休息など就労に必要な時間をとるものと仮定して、就労等の終了時間（通勤時間を含む）から９時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。
・令和９年度より、両親のうちいずれかが育児休業取得中の場合、学童クラブの利用が可能となりました（両親ともに育児休業取得中の場合は利用不可）。
・就労中で産前産後休暇取得中は、引き続き学童クラブを利用できます。また、年度途中で育児休業に入った場合、要件を切り変えて継続利用を可能とします。
・求職による利用期間は１か月、年１回限りとします。
・学童クラブ利用中に離職した場合は、離職した月の翌月初日から１か月間に限り、求職要件で利用できます。離職した月は継続して利用できますが、この１か月には含みません。
例：６月１５日に離職した場合、６月中は継続して利用でき、７月１日から７月３１日まで求職要件で利用できます。
・利用期間終了までに就労先が決まらず、就労証明書の提出がない場合は利用辞退となります。

８　調整指数

条件			調整指数	備考
保護を必要とする日数による調整	月曜から土曜の間に週６日の場合		＋２	１、２年生は１６時前、３年生は１６時４５分前に早退する場合は「欠席」と同じ取扱いとし、保護を必要とする日数に含めない。 ※１　週２日利用での申請は放課後等デイサービス利用者のみ
	月曜から土曜の間に週５日の場合		０	
	月曜から土曜の間に週４日の場合		－２	
	月曜から土曜の間に週３日の場合		－４	
	月曜から土曜の間に週２日の場合※1		－５	
早退による調整	１、２年生は１６時～１６時３０分、３年生は１６時４５分～１７時１５分に早退する場合（１日の早退につき－１）		－１	
世帯の状況による調整	ひとり親家庭の場合	１，２年生	＋４	単身赴任、離婚調停中、行方不明、配偶者の虐待による避難の場合を含む。
		３年生以上	＋２	
	両親の不存在等により親族等が養育している場合		＋４	
学年による調整	１年生		＋２	日常的に支援や保護を必要とする児童※2、医療的ケア児については、マイナス調整は行わない。
	２年生		－２	
	３年生		－４	
	４年生から６年生まで		０	
特別支援児童	各学年共通		＋２	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されているか、特別支援学級、特別支援学校へ通所している。

医療的ケア児	各学年共通	＋２	実施できる医療的ケア【１１ページ参照】に該当する場合
学童クラブ保育料を２か月分以上滞納している場合 （兄弟姉妹に係る保育料を滞納している場合を含む）		－６	審査時の納付状況による。

※２　発達について病院で診断を受けている、または施設等に通所や相談をしており、自己管理が難しく放課後自立した生活が困難と判断される場合は、学年によるマイナス調整を行いません。障害等により日常的に支援や保護を必要とする児童については、利用申請書の「児童の状況」欄にご記入ください。必要に応じて、直接保護者にお話を伺うことや、保育園、幼稚園や通所施設（アポロ園、ゆめなりあ等）に状況を確認させていただきます。また、障害の状況によっては、施設、設備の状況により、利用について相談させていただく場合もあります。ご不安がある場合は事前にご相談ください。

９　「保護の必要な日」と「利用日数」の考え方

・保護者の勤務等が重なっている日が「保護を必要とする日」となり、それが月～土曜日で３日以上あることが要件です。日曜日は数えません。

【例１】保護の必要な日が３日で利用対象となるが、調整指数は「－４」となる。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	週5日勤務	休	勤務	勤務	休	勤務	勤務	~~勤務~~
	母	週5日勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休	~~休~~
保護を必要とする日の判定			当たらない	○	○	当たらない	○	当たらない	

【例２】火曜日の母の就労等終了時間に睡眠休息等の９時間を加えた時間が１５：１５となり、保護を必要とする日に当たらないため、保護を必要とする日が２日となり利用対象となりません。

			月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	シフト勤務	18:00まで	17:15まで	16:15～	6:15まで	休	18:00まで	~~17:15まで~~
	母	シフト勤務	16:15～	6:15まで	休	17:15まで	17:15まで	17:15～	~~休~~
保護を必要とする日の判定			○	当たらない	当たらない	当たらない	当たらない	○	

・保護を必要とする日の利用日数が３日以上あることが要件で、定期的な習い事や塾等に行っている場合は差し引いて換算します。早退については３～４ページをご確認ください。

【例３】保護者の勤務等による保護を必要とする日が３日以上あるので利用対象となります。ただし、塾で欠席する日が１日あり「保護を必要とする日数による調整」の週３日に該当するため調整指数「－４」となります。

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	当たらない	○	○	○	○	当たらない
児童の状況		利用	利用	利用	~~塾で欠席~~	

【例４】保護を必要とする日が３日以上ありますが、１６時１５分の早退が１日あります。１、２年生の場合は早退による調整で「－１」、欠席２日で「保護を必要とする日数による調整」が週３で「－４」の合計「－５」となります。３年生の場合は、利用要件の１６時４５分より前に帰宅する月曜は欠席の取扱いとなります。そのため利用日数が２日となり、利用対象となりません

	月	火	水	木	金	土
保護を必要とする日	○	○	○	○	○	当たらない
児童の状況	16 時15分早退	利用	~~塾で欠席~~	利用	~~塾で欠席~~	

１０　入会の審査、順位について

（１）利用の決定

３～６ページの要件に該当するかどうかを審査し、指数の高い順に学童クラブの定員数まで利用を決定します。申請数が定員を超えている場合、利用決定順位以降の順位の方は利用待機となります。

（２）定員を超えた場合の利用の決定方法

ア　第１期、第２期ともに申請受付期間内に申請があり、かつ利用要件に該当する児童が定員を超えた場合は、指数（基準指数と調整指数を合算したもの）の高い順に、定員まで利用承認を行います。指数が同点だった児童が複数いる場合は、児童の保護が必要な状態を総合的に勘案し、以下の表の判定方法により順位を決定します。定員数以降の順位の方は「利用待機 ※」となります。

イ　３月１日以降の申請の場合は、上記アで決定した最後の待機順位の次の順位となります。この場合は、申請順で待機順位が決まります。

※「利用待機」とは、申請者数が定員を超えたため、利用開始希望日から利用できず、利用可能になるまでお待ちいただく状況のことです。年度途中で利用辞退者が出るなど、定員に空きが生じたら、学童クラブ利用承認通知書（待機）に記載されている待機順位の上位者から順に利用開始可能のご案内をします。

【指数が同点の場合の利用児童の判定方法】

判定順	調整要件
1	特別支援児童、医療的ケア児
2	学年の低い児童
3	両親不存在、ひとり親世帯の児童
4	４週間あたりの利用時間数が多い児童
5	４週間あたりの利用日数の多い児童
6	保護の必要な日のうち判定条件にあたる就労等の時間の４週間あたりの総時間数(保護者のうち時間の短い方)の多い児童
7	保護者の在宅勤務日数の少ない児童
8	その他

１１　利用申請の流れについて

（１）受付期間（４月中に学童クラブの利用を希望する方）

◆第１期申請受付

令和８年１１月１３日(金)から令和７年１２月１８日(金)１８時まで

※この期間中は先着順ではありません。

⬇

◆第１期審査結果通知

令和９年１月２０日(水)までに、郵送にてお知らせいたします。

※４月１日から利用できる場合

「学童クラブ利用承認通知書」を郵送します。利用承認期間が記載されていますのでご確認ください。

※利用待機となった場合

「学童クラブ利用承認通知書（待機）」を郵送します。待機順位を記載していますのでご確認ください。

また、後日、他の学童クラブの利用が決まった際は、ご連絡ください。

◆第２期申請受付(定員に空きがある場合のみ)

令和９年１月３０日(土)から令和９年２月１０日(水) １８時まで

※この期間中は先着順ではありません。

※ピノキオハウスの空き状況は１月２９日（金）に中野区ホームページに掲載されます。

◆第２期審査結果通知

令和９年２月下旬までに、郵送にてお知らせいたします。

※第１期審査結果通知と同様「学童クラブ利用承認通知書」または「学童クラブ利用承認通知書（待機）」を郵送します。

新規利用者を対象にした入所説明会を 令和９年３月６日（土）午後に行います。ご参加をお願いします。

（２）受付時間

１０時３０分～１８時（月～金）

直接ピノキオハウスまでお越しください。（インターホンを押して３階までお上がりください）

不在にすることもございますので、申請にいらっしゃる際には事前のご連絡をお願いいたします。

土曜日や上記時間以外を希望される場合も、事前にご相談ください。

（３）求職要件で利用を希望する方及び第１期、第２期申請受付期間に申込みをしなかった方

３月１日(月)から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している場合にも申請できますが、「利用待機」となります。申請前にはご相談ください。

（４）転居や指定校の変更に伴う手続きについて

転居や指定校変更申立の結果などによって学童クラブを変更する場合は、速やかにご相談ください。

（５）５月１日以降の利用を希望する方

利用開始日の１か月前から先着順で申請を受け付けます。すでに定員に達している場合にも申請できますが「利用待機」となります。申請前にご相談ください。

（６）中野区に転入予定の方

中野区に転入予定の方で、令和９年４月末までに住民票を異動される場合は、第１期及び第２期申請受付期間も申請が可能です。下記に記載の書類を揃えて提出してください。

（７）留意点

・一括申請受付期間は、４月中に利用開始を希望する方が対象です。

・同時に区内の２つ以上の学童クラブに申請することはできません。

・窓口申請の際、不足書類や書類の内容に不備がある場合は受け付けできません。余裕をもって受付期間までにご提出ください。提出時は書類の確認のためお時間をいただきますのでご了承ください。

・郵送、メール、ＦＡＸで書類を受け付けることはできません。直接お持ちください。

・申請書類はコピーを取るなどして申請内容を控えておくことをお勧めします。

１２　申請書類について

（１）申請に必要な書類

申請に必要な書類※ ＼ 保護者の状況		就労（固定）	就労（変則）	就労（自営等）	就学等	疾病	障害	看護等	求職	育児休業
1	学童クラブピノキオハウス利用申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	就労証明書	○	○	○						○
3	勤務実績表等		○							
4	就労等実績申出書			○				○		
5	その他証明書			○				○	○	
6	申出書				○	○	○	○	○	○
7	在学証明書、カリキュラム等				○					
8	診断書（ピノキオハウス様式）					○				
9	障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し						○			

※申請に必要な書類はピノキオハウスホームページからダウンロードできます。

① 学童クラブピノキオハウス利用申請書

・児童１人につき１部ご提出ください。

②就労証明書

・勤務先に記入してもらいます。勤務実態について不明な点があるときは、勤務先に問い合わせる場合があります。記入にあたっては、記載要領をご確認ください。

・採用内定の場合も内定先に就労証明書を記入してもらいます。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

・４月１日現在産休中の場合は、母子手帳の出産予定日の書かれたページの写しを添付してください。

・自営等の方はご自身で記入していただき、④⑤の書類をご準備ください。

・単身赴任の方の分についても就労証明書は必要です。

③勤務実績表等

・変則勤務、ローテーション勤務等の方は、直近３か月のシフト表、タイムカード（勤務実績表）のコピー（勤務時間のわかる書類）を添付してください。

④就労等実績申出書

・就労（自営業、事業主、フリーランス等）の方は直近３か月分の就労実態を記入してください。

・看護、介護をしている方は直近３か月分の看護等の状況を就労等実績申出書に記入してください。

⑤その他証明書

・自営業、事業主、フリーランス等の方は、仕事の内容が証明できる書類の写しを添付してください。詳細は１０ページ「２ 会社経営、自営、個人事業主の方へ」をご確認ください。

・看護、介護をしている方は、介護保険証、障害者手帳、愛の手帳の写し、診断書、ケアプランの写しなど状況がわかるものを添付してください。

・求職活動をしている方は、就職活動を証明する書類（ハローワークカードの写し、不採用通知）な

ど状況のわかるものを添付してください。

⑥申出書

・ご自身でご記入ください。

⑦在学証明書、カリキュラム等

・在学証明書、入学許可証明書等とカリキュラム（時間割）などの状況が分かるものを添付してください。利用開始後状況が変更となる場合には再度提出してもらう場合があります。

⑧診断書（申請時の状況として児童の保護ができない旨の記載があるもの）

・ピノキオハウスの様式による診断書を添付してください。

⑨障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し

・障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。診断書を添付していただく場合もあります。

⑩その他

・書類は全てペンまたはボールペンで記入してください。消せるボールペン、鉛筆の使用は不可です。間違えた場合は、二重線を引いて訂正して下さい。修正ペンは使わないでください。

・申請に必要な書類は、学童クラブ利用開始時の状況を記載してください。

・保護者双方それぞれの書類が必要です。事実婚、内縁、結婚予定で同居の方も含みます。

・兄弟姉妹で申請する場合は、学童クラブピノキオハウス利用申請書以外は原本１部、他はコピーの提出でかまいません。

・令和９年４月末日までに中野区へ転入予定の方は、住所を証明する書類（賃貸借契約書の写しや転居先住所が記載された郵便物等）が必要です。

・離婚調停中の方は、離婚調停にかかる事件係属証明書、期日通知書の写し等が必要です。

（２）会社経営、自営、個人事業主の方へ

ご自身が就労の証明者になる場合には、「就労証明書」「就労等実績申出書」の提出と併せて、それを客観的に証明する書類を提出していただきます。

次表の中から、提出可能なものをひとつお選びいただき提出してください。

就労状況が確認できない場合は、追加で書類を提出してもらうことがあります。

○確定申告書の写し	○契約書の写し
○源泉徴収票の写し	○受注票の写し
○税務署に提出する個人事業の開業届の写し	○署名、日付が記載されている書籍等の写し
○営業許可証の写し	○給与明細書、報酬の記録の写し
○登記事項証明書の写し	○賃金台帳の写し
○履歴事項全部証明書の写し	○名刺　※名刺は他の提出書類と併せてのみ受理します。
○現在事項証明書の写し	○自分が作成した作品やＷＥＢページの写し
○保健所等が発行している飲食店営業許可証の写し	○営業上必要な材料等の仕入れ伝票の写し（３か月分、多くなる場合は各月２～３枚ずつ）
○お店を開業していることが分かるチラシ ホームページ等の写し	○相手方とやり取りが分かるメールの記録の写し（３か月分、多くなる場合は各月４～５枚ずつ）

（３）変則勤務の方へ

勤務時間が固定された時間ではなく、週、月単位で労働時間を変更することができる、ローテーション等のシフト制、自身で勤務時間を調整することができる裁量労働制、フレックスタイム制等の場合は、変則勤務として直近３か月分の実績表をご提出ください。

ただし、企業・団体等として裁量労働制やフレックスタイム制等を採用している場合でも、申請者の勤務実態が固定就労の場合は、変則就労ではなく固定就労として就労証明書等をご準備ください。直近３か月分の実績も不要となります。

（４）医療的ケアが必要な児童について

学童クラブでは医療的ケアが必要な児童の受け入れを行います。学童クラブの利用及び医療的ケア事業の利用が認められた児童が対象です。医療的ケアが必要な場合は、事前に中野区地域子ども施設調整係（０３－３２２８―８９３４）までご相談ください。

❒実施できる医療的ケア

・口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀痰吸引及び排痰介助としての定時薬液の吸入
・気管切開の管理
・経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管又は腸瘻によるものに限る。）
・皮下注射（インスリン注射に限る。）
・血糖測定
・導尿
・その他、中野区長が必要と認める医療行為

❒申請に必要な書類（申請書類は区ホームページからダウンロードできます）

・学童クラブ利用申請に必要な書類
・医療的ケア申請書及び同意書
・主治医の意見書

❒医療的ケアを行う者

児童に対する医療的ケアは、実施学童クラブに配置される看護師が実施します。

❒医療的ケア事業の利用の決定

児童の医療的ケア事業の利用の可否については、区が開催する検討委員会での検討を踏まえ決定します。医療的ケア事業の利用を決定した場合は、保護者に「学童クラブ利用承認通知書」及び「医療的ケア事業実施決定通知書」により通知します。利用決定後は、主治医が作成した医療的ケア指示書を提出して頂きます。

❒第１期申請期間終了後に申請する場合

・第１期申請期間終了後、医療的ケアが必要な児童の受け入れを行うのは、申請時点で学童クラブの定員に空きがある学童クラブです。

・医療的ケアを実施する看護師の配置には４か月程度の時間を要します。医療的ケアの実施は看護師の配置が出来次第となります。

・医療的ケアが必要な児童については、看護師の配置準備のため、入所希望の４か月前から申請を受け付けます。

１３　ピノキオハウスの利用にあたって

（１）出席・欠席について

欠席する場合は、電話や連絡帳などで、保護者の方が学童クラブに必ず連絡をしてください。届出がなく長期間クラブを休まれた場合は、利用承認を取り消すことがあります。

（２）学童クラブへの行き帰りについて

・学校終了後は、お子さまによる通所を原則としていますが、利用時間が１８時を過ぎる場合は、保護者または大人の代理人（高校生以上）の方のお迎えが必要です。お迎えにいらっしゃる方がいつもと異なる場合は、事前にご連絡をお願いします。

・学校から自宅や塾、習い事等に行ってから学童クラブを利用することはできません。また、学童クラブでは出席後の外出を認めていません。通院や塾、習い事等に通う場合は退室になり、再び学童クラブを利用することはできません。（スポーツ教室や習い事等で学童クラブを退室する場合は早退となります。）

・障害等のため行き帰りに介助が必要な場合は、保護者の方の責任で介助者を付ける必要があります。なお、区では障害等があるお子さんに対し、自宅、学校、学童クラブ相互間への移動介助を支援する通学等支援事業（移動支援）を実施しています。ご案内のチラシが学童クラブにありますので、必要な場合は学童クラブにお申し出ください。事業の内容については、中野区障害福祉課障害者支援係（０３－３２２８－８７０６）にお問い合わせください。

（３）おやつについて

学童クラブでは、利用時間内におやつ等の提供をします。食物アレルギーのあるお子さまについては、申請の際、専門医の診断を受けた内容を利用申請書に記入してください。利用決定後、個別に状況を伺います。また、利用開始前に学校に提出した「学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）」の写しを提出していただくことがあります。食物アレルギーのあるお子さんについては、おやつや補食を提供できない場合があります。

（４）昼食について

学校休業日や土曜日など学校給食がない日は、お弁当が必要です。持参いただくか、仕出し弁当の発注が可能です。

（５）補食について

ご利用時間が１８時３０分以降のお子さまには、希望により補食（おにぎりまたは市販のお菓子）を提供しています。

（６）連絡帳について

ピノキオハウスでは、支援員と保護者とが情報を共有するため、「連絡帳」を活用しています。支援員への連絡事項がありましたら、「連絡帳」にご記入の上お子さまに持たせてください。また、支援員から保護者の方への各種連絡事項の伝達にも使いますので、毎日確認をしてください。

（７）緊急時の連絡について

お子さんのケガや急病その他緊急時（災害や事件発生等）には、保護者の方に連絡をし、迎えに来て

いただくことがあります。

（８）保護者会等について

保護者会、ご希望により個人面談等を開催しますので、ご出席ください。

（９）年度途中の審査及び利用状況の確認について

利用開始後、利用申請時に提出した書類の内容に変更が生じた場合は、直ちに「変更届」と併せて必要な証明書類を提出してください。保護を必要とする理由に変更があった場合は、利用要件を満たすかどうかの確認を行います。利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

利用開始後に、塾に通うなどの理由で常態として週３日以上の利用がない状況が１か月以上続くなど、学童クラブの利用要件に該当しなくなった場合は、その月の末日をもって利用辞退となります。

変更届	住所、勤務先、勤務状況、クラブを利用する曜日・時間等に変更が生じた際、速やかに提出してください。
利用辞退・休止届	１か月以上学童クラブを休むとき、または転居その他の理由によって利用を辞退するときに提出してください。休止期間は２か月までです。 １日もクラブを利用しない月の休止届を、前月の１０日までにご提出いただくと、保育料納付の必要はありません。

